

令和6年5月27日

北海道運輸局自動車技術安全部

整備・保安課

不正車検を行った自動車整備事業者の取消処分 (ペーパー車検での車検手続きを実施)

北海道河西郡芽室町の指定自動車整備事業者に監査を実施したところ、ペーパー車検^{*1}での車検手続きなどの道路運送車両法違反が確認されたため、本日、北海道運輸局は指定自動車整備事業の指定及び自動車特定整備事業の認証の取消し等の行政処分を行いました。

1. 事業者及び事業場の名称及び所在地

有限会社 川野自動車工業〔北海道河西郡芽室町〕

2. 行政処分の内容(処分年月日 令和6年5月27日)

- (1) 自動車特定整備事業^{*2}の認証の取消し
- (2) 指定自動車整備事業^{*3}の指定の取消し
- (3) 自動車検査員^{*4}の解任命令(2名)

3. 法令違反等の主な内容

- (1) ペーパー車検での車検手続き(8台)
- (2) 点検整備及び検査を全て実施せずに適合証を交付した(8台)
- (3) 点検整備を全て実施せず適合証を交付した(1,054台)
- (4) 故意により検査の一部(速度計検査)を実施せず適合証を交付した(31台)
- (5) 検査員が検査をしていないにもかかわらず適合証に証明した
- (6) 検査員が検査の一部を実施していないにもかかわらず適合証に証明した

4. 北海道運輸局の対応

北海道運輸局では、当該事業者が不正車検を行った自動車のうち、既に抹消手続きが行われているものなどを除いた自動車について、保安基準適合性の確認が行われていないおそれがあるため、該当する自動車ユーザー(ペーパー車検8台、速度計検査未実施31台)に対して注意喚起を行うとともに、希望するユーザーには最寄りの検査場(独立行政法人自動車技術総合機構(登録自動車))にて無料で保安基準適合性の確認を実施する旨の通知を行ってまいります。

問い合わせ先

北海道運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課

担当：山下、佐藤(一) 電話番号：011-290-2752

【用語説明】

- ※1 「ペーパー車検」とは、自動車検査証の有効期間更新のための点検・整備及び検査を全く実施していない自動車に保安基準適合証を交付する行為です。
- ※2 「自動車特定整備事業」とは、自動車の原動機を取外して行う整備などの分解整備や自動ブレーキ等に用いられるセンシング装置（カメラ、レーダー等）の調整などの電子制御装置整備を行う事業であり、当該事業を経営しようとする者は地方運輸局長の認証を受けなければなりません。
- ※3 「指定自動車整備事業」（いわゆる「民間車検場」）とは、自動車特定整備事業者からの申請により、検査設備を有するなど一定の要件を満たした場合に地方運輸局長から指定を受けて行う事業であります。当該事業者が交付する「保安基準適合証」を提出することにより、国への現車提示を行わずに車検手続きが行えます。
- ※4 「自動車検査員」とは、指定自動車整備事業者で車検手続きを行う自動車が保安基準に適合しているかどうかの検査を行う者であり、一定の要件を満たした者から指定自動車整備事業者が選任するものです。

【参考】道路運送車両法（抜粋）（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）

（認証基準）

第八十条 地方運輸局長は、前条の規定による申請が次に掲げる基準に適合するときは、自動車特定整備事業の認証をしなければならない。

二 申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。

イ 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイ、ロ又は二のいずれかに該当するもの

ニ 法人であつて、その役員のうちイ、ロ又はハのいずれかに該当する者があるもの

（事業の停止等）

第九十三条 地方運輸局長は、自動車特定整備事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内において期間を定めて事業の停止を命じ、又は認証を取り消すことができる。

三 第八十条第一項第二号イ、ハ又は二に掲げる者となつたとき。

（保安基準適合証等）

第九十四条の五 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、保安基準適合証）を依頼者に交付しなければならない。ただし、第六十三条第二項の規定により臨時検査を受けるべき自動車については、臨時検査を受けていなければ、これらを交付してはならない。

四 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

第九十四条の七 自動車検査員その他第九十四条の五第一項及び第九十四条の五第二項（保安基準適合証等及び限定保安基準適合証）の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。